

亀岡市学校給食用米飯委託業務公募型プロポーザル実施要項

1 業務概要

- (1) 件名
亀岡市学校給食用米飯委託業務
- (2) 業務内容
別紙「亀岡市学校給食用米飯委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり
- (3) 業務履行期間
業務履行期間は、令和9年4月1日から令和10年12月31日までとする。
- (4) 対象校等
亀岡市立小学校14校、義務教育学校（前期）2校及び学校給食センター ただし、義務教育学校（前期）の育親学園については、令和9年4月1日から令和9年7月31日までとする。

2 参加資格

- (1) 住所要件
京都府内又は近隣府県に本社又は事務所があること。
- (2) 信用状況
次の各号のいずれにも該当しない者とする。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
 - ② 最近1年間の国税又は地方税を滞納している者
 - ③ 営業開始日から公募公告日時時点で5年を経過しない者
 - ④ 営業の開始に関し、官公庁の許可若しくは認可を得ていない者又は業務上必要とする届け出等を行っていない者
 - ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく更生計画

認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者で所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合は、この限りでない。

⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからキまでのいずれかに該当する者

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(3) 衛生管理等

① 5年以内に食中毒などの事故を起こし、行政処分を受けていないこと。

② 調理師免許を有する者を必ず配置していること。

③ 調理従事者の腸内細菌検査（赤痢菌・サルモネラ・腸管出血性大腸菌）を毎月実施していること。また、10月から3月までの間には、1か月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。

④ 米の調達・炊飯・配缶・配送・受渡し・回収等の各段階で、適切な温度管理や衛生管理が図られ米飯の安全性が確保されること。また、使用玄米の入手経路を明らかにすること。

⑤ 万一の事故等に際しては、迅速かつ適切な対応が図られること（損害保険に加入しており、損害賠償に対応できること。）。

(4) その他

米飯の炊飯や配缶等について施設の見学が可能であること。

3 事務局

亀岡市教育委員会 学校給食センター

住所：京都府亀岡市千代川町川関森ケ下79-1

電話：0771-24-3833

FAX：0771-24-3340

E-mail gakkou-kyusyoku@city.kameoka.lg.jp

開庁時間は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

4 手続き

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書（実印を押印すること） 様式1
- ② 誓約書 様式2
- ③ 事業者の概要 様式3
- ④ 事業者の概要が確認できるもの（各1部 写しでも可）
 - ・ 定款又は寄付行為
 - ・ 登記事項証明書又は登記簿謄本
 - ・ 印鑑証明書
 - ・ 決算書（直近3か年分）
 - ・ 国税及び市町村税納税証明書
（未納税額がないことの証明。直近1か年分）
 - ・ 営業許可書
 - ・ 行政処分等調書 様式4
（過去5年以内に営業上の行政処分や事故を起こした内容を記入すること）
 - ・ 類似業務の受託実績 様式5
- ⑤ その他
 - ・ 会社パンフレット
 - ・ 衛生管理マニュアル
 - ・ 食中毒等対応マニュアル
 - ・ 損害保険証券の写し

※ 選定委員会（ヒアリング 審査）実施日の前日までに米飯見積書を提出
様式6

(2) 応募書類の提出期間・提出先等

① 提出期間 令和8年8月24日（月）から令和8年9月4日（金）までとする。

受付は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

② 提出先 亀岡市立学校給食センター
亀岡市千代川町川関森ケ下79-1

③ 提出方法 持参又は郵送とする。
郵送の場合は、受付期間内必着とする。

(3) 質問

・質問がある場合は、原則として様式7の質問書により令和8年8月5日（水）から令和8年8月17日（月）午後4時まで（土・日を除く）にFAXまたはE-mailで行うこと。

回答は、8月21日（金）までにFAXまたはE-mailで行う。

5 選定

(1) 提出された応募書類をもとに、業務内容を総合的な観点から審査し選定を行う。

(2) 書類審査実施後、後日ヒアリング審査を実施し、総合評価により決定する。

(3) 選定結果については、全応募者に通知する。

(4) 選定された事業者は、業務の細部について協議を行ったうえ、学校給食センターと契約を締結する。

(5) 事業者の選定にあたっては、次の各事項を考慮する。

① 米の調達・炊飯・配缶・配送・回収の各段階で適切な温度管理や衛生管理が図られ米飯の安全性が確保されること。

② 安定した業務が行われること。

③ 万一の事故等に際しては、迅速かつ適切な対応が図られること。

6 その他注意事項

(1) 提出した応募書類は返却しないものとする。

(2) 応募にかかる費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 応募後に辞退する場合は、速やかに電話等で連絡し辞退届（書面による）を提出すること。

- (4) 応募書類に事実と異なる記載があった場合は、応募を取り消すことがある。
- (5) 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、学校給食センターがプロポーザルに関する報告、公表等のため必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償使用できるものとする。
- (6) 提出書類は、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- (7) 選定結果に対する異議申立ては、受け付けないものとする。
- (8) 提出書類は、情報公開の対象となる場合があるので、経営手法に関するもの等で公開されたくない場合はその旨を明記しておくこと。
- (9) 事業者の責により発生した事故は、事業者が個別に補償問題等も含め対応することとなるため万全を期して臨むこと。
- (10) 応募業者が1社であった場合は、書類審査及びヒアリングにおいて、得点が最低基準に達した場合のみ契約業者とする。

亀岡市学校給食用米飯委託業務に係る
公募型プロポーザル参加表明書

令和 年 月 日

亀岡市立学校給食センター所長 様

住 所
(所在地)
商号又は名称
(役職名)
(氏名)

印

上記のことについて、プロポーザルへの参加を表明します。

なお、応募にあたり、提出書類及び下記の事項について、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 直近1年間において、法人税、市町村民税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- 2 現在、破産者でないこと。
- 3 地方自治法施行令167条の4第1項の規定に該当しないこと。

様式2

令和 年 月 日

(宛先) 亀岡市立学校給食センター所長

住 所
(所在地)
商号又は名称
(役職名)
(氏名)

印

誓 約 書

私並びに亀岡市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が同条第3号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約します。

事業者の概要

商号又は名称	
役職名・代表者名	
所在地	
資本金	
設立年月日	
従業員数	
主な事業内容	
その他 (加盟団体等)	

様式 4

令和 年 月 日

行政処分等調書

商号又は名称 _____

処分等名	処分等内容	処分等日

○過去5年以内に営業上の行政処分や事故を起こした内容を記入すること。

○処分や事故等の経歴がない場合は、「なし」と記入すること。

類似業務の受託実績

受託業務名及び概要	契約額（千円）	年度	自治体名

米 飯 見 積 書

様式6

比較金額 (1 ~ 4 の合計額)							
¥ 但し、消費税額及び地方消費税額を除く							
内 訳	品 名		内 訳 (円)			計(円) ※単価	
			玄米価格 精米価格	炊飯価格 (米飯紙・荷造り バンド代含む)	配送及び 回収額	その他	
	1	学校給食委託炊飯の米飯価格 1、2年減量					1食当たり
	2	学校給食委託炊飯の米飯価格 1、2年通常・3、4年減量					1食当たり
	3	学校給食委託炊飯の米飯価格 3、4年通常・5、6年減量					1食当たり
	4	学校給食委託炊飯の米飯価格 5、6年通常					1食当たり
	納入(引渡)期限		亀岡市立学校給食センターが指定する日		納入(引渡)場所		亀岡市立学校給食センターが指定する場所
	下記のとおり見積致します。 令和 年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 住所 見積者 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 商号又は名称 役職名 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 代表者名 印 </div> (あて先) 亀岡市立学校給食センター所長						

様式7

令和 年 月 日

亀岡市立学校給食センター所長 あて

亀岡市学校給食用米飯委託業務に係る質問書

上記のことについて、下表各項目のとおり質問します。

文書	ページ	質問事項

【担当者連絡先】

商号又は名称	
担当部署	
担当者	
TEL	
FAX	
E-mail	